

司法と人権の未来

すべての人が自分らしく良く生きられる包摂社会の実現に向けて

2024(令和6)年度法友会政策要綱

東京弁護士会法友会

司法と人権の未来 ~すべての人が自分らしく良く生きられる包摂社会の実現に向けて~

相川 泰男 法友会幹事長

1 継続する司法改革の途上で

私達は、諸先輩が築いてきた民主的な司法制度を受け継ぎつつ、21世紀に入り、市民に身近で、速くて、頼りがいのある司法の実現を目指して、法曹養成を始めとする制度改革を行ってきました。そして現在も、改革の成果を検証しつつ、新時代にふさわしい民事司法、刑事司法の構築に向けて改革を継続しています。

そうした中、近年、国際社会は、未曾有のパンデミックや異常気象による大規模自然災害、さらにはロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナ・イスラエル紛争、米中のデカップリングを始めとする極度の緊張等の困難に直面しています。また、日本社会では、本格的な少子高齢化社会の到来、急速なグローバル化やデジタル化の進展等の急激な環境変化への対応を迫られ、財政規律を含めた、更なる変革が求められています。

2 法の支配と国際人権の尊重

こうした困難に直面する中、私達に突きつけられているのは、否応なく国際社会の一員としてこの地球上に存在しているという事実であり、その帰結として求められているのは、決して自国（自分）のみの利益や特殊性に固執してはならず、法の支配のもと、国際社会の健全な進化や世界の平和と安全に向けての、各国（各人）の共感と協調、そして他者へのリスペクトに基づく真摯な対応です。

ところが、日本では、常に人権問題に晒されている諸外国に比べて、すべての人の尊厳を重視し、自分の仲間であってもなくても同等に扱われるべきとする、国際人権の意識が希薄であると評されることがあります。性的少数者やジェンダー、難民・外国人問題、報道の自由度など、2015（平成27）年9月に国連加盟国の全会一致で可決されたSDGsや国連人権理事会で承認されたビジネスと人権に関する指導原則の見地からも、今まさに司法の力が求められており、国際人権基準に照らした人権意識の更なる醸成が求められていま

す。

3 デジタル化の進展と司法のIT化がもたらすもの

また、急速なデジタル化の進展にあっては、2022(令和4)年5月に成立した改正民事訴訟法により、2023(令和5)年度中に口頭弁論がウェブで行われ、2年後には書面のオンライン提出が義務付けられ、民事裁判の全面オンライン化が実現し、民事判決情報のデータベース化とも相俟って、民事司法は飛躍的に効率化します。また、チャットGPTに代表される生成AIの登場により、弁護士業務もより高付加価値の法的サービスの提供が可能となりえます。

ところで、日本は先進国の中でも、司法制度のIT化が遅れてきたとの指摘もあるところですが、急速な技術の進化により革新的な便益がもたらされる中、司法アクセスに改善をもたらす民事裁判手続等のIT化や国際化については、積極的に取り組む必要があり、同時に、リーガルテックにより効率化した時間の有効活用や、法律事務所の情報セキュリティ対策も行っていくべきです。

他方で、こうした技術の進化について、その弊害を可及的に除去して、人々の真の利益と幸福につなげていくためには、研究者や企業に任せきりにするのではなく、また利便性を享受するだけでなく、私達も積極的に参加し、関わることで、弁護士の使命や民主的コントロールの観点からも必要となります。

4 司法と人権の未来に向けて

こうした現代社会が直面する困難や、急激な環境変化の中で、私達は、決して固定観念や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)に囚われてはいけなくて、人権の原点である、すべての人が個人として尊重され、平和の中で自分らしく良く生きられるという、身体や精神のみならず、社会的にも満たされ(ウ

エルピーイングで)、ありのままを受け入れる包摂(インクルーシブな)社会を、司法の力によって確固たるものにしていく、このことが求められています。

それとともに、私達は、志願者増に向けた法曹の魅力発信や、弁護士活動領域の更なる拡充、弁護士自治の維持発展、心理的な司法アクセスの改善、司法のIT化の普及・研鑽などに努め、こうした諸課題に取り組み、「司法と人権の未来」を形づくる責務があるものと認識しています。

5 政策要綱の意義と果たすべき役割

政策要綱は、法友会が総力を挙げて毎年発刊するまさに当会のアイデンティティの結集であり、当会を形づくるものといっても過言ではありません。これまで

の政策要綱において長年積み重ねられた政策議論を踏まえつつ、日々の活動を通じて現代的な課題にも積極的に取り組んできたその成果を活かし、一朝一夕には到底制作することができない、当会の司法政策のバイブルとも呼ぶべきものです。

本年も、未来に続く、より良いものとするべく、年度当初より議論を重ねて一早く編集・発刊されたものであり、ここに、関係者各位の多大なご尽力に対し心からの感謝と深甚なる敬意を表し申し上げる次第です。

本政策要綱が、政策形成に携わる方々のみならず、弁護士一人ひとりのお役に立ち、司法と人権の未来、そして弁護士の未来を形づくる一助となれば、望外の喜びに存じます。

2023（令和5）年11月

司法と人権の未来を輝かせる法友会のリテラシー

湊 信明 法友会政策委員会委員長

1 今年度の法友会の研究活動の二本柱—司法のIT化と国際人権

近時のIT技術の著しい進歩は社会に極めて大きな影響を及ぼしており、これは司法のあり方に対しても例外ではありません。また、パンデミックや戦争、気候変動問題など、グローバル化した社会において、国際人権の理解が不可欠となっています。本政策要綱のメインテーマである「司法と人権の未来」においても、IT技術の進化と国際人権の理解を抜きに考えることはできません。

このような状況を捉えて、今年度は相川泰男幹事長が司法のIT化と国際人権を研究活動テーマとして掲げられ、力強いリーダーシップのもとでさまざまな活動を展開されています。一例を挙げると、司法のIT化については、2023(令和5)年7月1日の法友会旅行総会にて、「司法のIT・AI化と近未来の弁護士業務」と題したシンポジウムが盛大に催され、大きな反響を呼びました。国際人権については、憲法問題検討部会の名称を「憲法・国際人権問題検討部会」とし、憲法のみならず、国際人権に関係する諸問題を含めてこれらを調査研究しています。また、本原稿執筆時は準備中ですが、11月29日に国際人権フォーラムを開催することを企画しているなど、幅広い活動を展開されています。

本政策要綱を発刊するに際して、「司法と人権の未来」を考えるにあたって、司法のIT化と国際人権に主眼をおいて論述してまいりたいと思います。

2 司法のIT化と弁護士・弁護士会のリーダーシップ

(1) 裁判や弁護士業務のIT化とインパクト

我が国における民事裁判のIT化は、諸外国に比して大きく出遅れてきました。しかし、近時になってようやく2022(令和4)年5月に「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、2023(令和5)年度中には

口頭弁論手続がWebで行われるようになりました。2025(令和7)年度中には、訴状等の書面のオンラインによる提出が可能となり、民事裁判手続の全面オンライン化が実現することになります。

司法がIT化されることにより、裁判手続のスピードアップ、事務作業の効率化、データ管理の一元化など、多くの面で改善が期待されます。また、裁判記録や判決文を公開するプラットフォームが整備されることで、司法の透明性も高まります。オンライン裁判が可能になれば、地域や時間、物理的な制約から解放され、障害者や高齢者、遠隔地に住む人々も平等に司法サービスにアクセスできるようになります。

また、弁護士や弁護士会が、先進的なIT技術の活用を進めることにより、新たなフロンティアを切り拓くことが可能になります。2022(令和4)年以降に急速に浸透しつつあるChatGPTに代表される対話型生成AIを弁護士業務に適切に利用することにより、より高付加価値の法的サービスが提供できるでしょう。また、AIを用いた法的分析は、大量のデータからパターンを抽出し、より良い法的判断を下す助けとなりますし、デジタルコミュニケーションツールにより、クライアントとのやり取りを効率化し、より広範な地域にサービスを提供することができるようになります。ブロックチェーン技術を利用することで、契約や法的文書の信頼性と透明性が高まる可能性もあります。

(2) IT化の問題点

しかし、司法のIT化はプラスの側面ばかりではありません。技術の進展は、個人のプライバシー保護やデータの安全性といった新たな人権の課題も引き起こします。IT技術等を利用できる者と利用できない者との間に格差が生じるデジタルデバイド問題も存在します。AIを用いた証拠分析や判例研究は、より迅速で精度の高い判断を導く可能性があるものの、アルゴリズムに偏見が組み込まれていないか、公平性が保たれているかという問題もあります。

また、法務省は2023（令和5）年8月、契約書をAIでチェックするサービスは弁護士法72条に抵触しないとする指針を公表しました。ChatGPT等の急速な浸透とも相俟って、弁護士業務が奪われるのではないかと危惧が広がることもあり得るでしょう。

(3) 弁護士・弁護士会のチャレンジ

司法及びその周辺領域がIT化されることにより、私たちの社会は飛躍的に生産性を高めることが可能となり、より多くの福利をもたらすことは間違いありません。

2023（令和5）年10月に「SoftBank World 2023」が開催されましたが、そこでは孫正義氏が、「AIは10年で人類の英知の総和の10倍になり、次の10年で1万倍くらいになる。」「この1万倍の差というのは、人間と金魚の脳のニューロンの数の差に相当する。」と語っていました。

弁護士と弁護士会は、この急速な幾何級数的進歩に取り残されることなく率先して民事裁判手続等のIT化に取り組み、より多くの人々が裁判のIT化による利便性を享受できるように体制を構築していく責務があります。そして、ITやAI技術の浸透によって、弁護士業務が奪われることを恐れるのではなく、むしろ、リーガルテックの最先端技術を積極的に取り入れ、社会におけるリーガルサービスのあり方においてもリーダーシップをとっていかなければなりません。

しかし、他方において、急速なIT技術の進化は、使い方を誤ると人類に多大な損害を与えることもあり得ます。弁護士と弁護士会には、これらの技術が人権を侵害しないように、法的な観点から監視し、規制する責任があります。IT技術の利点と人権保障の必要性との間でバランスを取ることは、簡単ではありませんが、弁護士と弁護士会にとって不可欠な取組みといえるでしょう。

3 国際人権とグローバルな視野・意欲

(1) 世界の状況

国連において、1948（昭和23）年に世界人権宣言、1966（昭和41）年に国際人権規約が採択、2011（平成23）年には「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されて、すべての企業や団体において国際人権尊重責任が課せられるようになりました。さらに2015（平

成27）年には「誰一人取り残さない」ことを誓い、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が採択されています。このように世界では国際人権の保障が進化しつつあります。

しかし、現実には、パンデミックによる健康や生計の危機、ウクライナやイスラエルを始めとする戦争や紛争、それに伴う避難民の増加、そして気候変動に伴う自然災害や生活環境の変化など、今日の国際社会は様々な要因で人権が侵害される状況が顕著になっています。特に、脆弱な立場にある人々、例えば、子供たちや女性、マイノリティ、経済的に困難な状況にある人々は、これらの危機に最も直接的に影響を受けています。

(2) 日本の状況

国内に目を向けると、我々は経済的にも文化的にも先進国とされる中で、人権に関する意識や取組みには多くの課題が残されています。これは、例えば、LGBTQの権利や女性の権利、障害者の権利など、多様な背景を持つ人々の権利に対する認識や法制度の整備における遅れとして表れています。また、ヨーロッパの多くの国では、データプライバシーやヘイトスピーチに対する厳格な規制が存在しますが、日本ではまだそのような対応が十分ではないという問題もあります。先進的民主国家と比較すると、日本の法律や社会制度が、多様性を認め、個人の人権を十分に尊重する方向に進化しているとは言い難い現状があります。

(3) 弁護士と弁護士会の役割

このような国内外のギャップを目の当たりにする中で、私たち弁護士は、専門的なスキルと高度な倫理観を持つ法のプロフェッショナルとして、不断に自己を更新し、社会に貢献することが重要だと思います。具体的には、単に法律の解釈や適用だけでなく、社会的な変革を促進する方向にシフトし、日本の法制度や社会構造を、全ての人が平等に権利を享受できるように進化させ、社会全体の意識を改革していくキープレイヤーとしての役割を果たしていく必要があると思います。

弁護士会としては、国際基準に照らし合わせて国内の人権保護レベルを向上させるための具体的なアクションプランを策定する必要があります。それには、多

様なステークホルダーと連携を取り、影響力のある政策提言を行うべきです。そして、法制度の改革提案、人権啓発活動の推進、また国際人権基準との整合性を図るための調査や研究を継続的に行い、その成果を社会に還元することが求められるでしょう。このような活動を通じて、我々は日本の人権状況を先進的民主国家のレベルに引き上げ、より公正で平等な社会を実現するための道筋を作りあげていくことが重要だと考えます。

4 「すべての人が自分らしく良く生きられる包摂社会の実現」こそ21世紀の司法の目的

本年度の政策要綱のサブタイトルは、「すべての人が自分らしく良く生きられる包摂社会の実現に向けて」です。これは、「人は健康的、精神的にも社会的にもよく生きられるべき」というウェルビーイングと、「すべての人において、一人ひとりが活かされるべき」というインクルージョンとが相互に補完し合いつつ結合した考え方であると思います。

ウェルビーイングは、人が健康で、精神的にも社会的にも満ち足りた状態で生きることを指します。これは、労働環境、教育、医療、住環境など、多くの側面でのサポートが必要となります。司法が、公正な裁判や法律の適用を通じて、人々がウェルビーイングを享受できる環境を作ることが、この概念の実現につながります。

一方、インクルージョンは、全ての人が社会の一員として尊重され、平等な機会を享受するという概念です。これは、障害者、ジェンダー、性的指向、民族、宗教など、多様な属性を持つ人々が、社会に対して自分自身を表現できる空間を確保するために不可欠です。

ウェルビーイングが確保された環境では、人々は多様性を受け入れやすくなります。逆に、インクルージョンが実現された社会は、ウェルビーイングを高める土壌が整います。このように、二つの概念は相互に補完し合っており、分けて考えることができない密接な関係にあります。

ウェルビーイングとインクルージョンを統合した概念が「すべての人が自分らしく良く生きられる包摂社会の実現」だと思えます。それこそ21世紀の司法の目

的であり、弁護士と弁護士会に課せられた社会的な責任であると考えます。

5 未来の司法と人権の実現に向けて

そのような社会を実現するために、私たちは多角的な視野が必要です。先進的なIT技術は、司法制度をより効率的かつ公正にするための道具であり、国際基準に基づく人権保障はその方向性を示す指針となります。これらはより優れた司法制度と社会を生み出す力となり得ます。

そして、それを推進する際には、現状を踏まえて演繹的に考えていくフォアキャスト的な発想ではなく、あるべき姿、ありたい姿を壮大に雄大に描いて、そこから現在為すべきことを考えていくバックキャスト的な発想が必要です。

これらを具体的に推進するには、弁護士や弁護士会だけでは実現できません。SDGsの17番目の目標は「パートナーシップで目標を達成しよう」です。私たちは、政府機関、地方自治体、NPO、市民団体といった様々なステークホルダーと連携を深め、協力し合って、持続可能な方策を策定する必要があります。

その際には、是非、法友会が存在感を高めて、司法と人権の未来を形作っていくうえで強力なリーダーシップを発揮していきたいものだと思います。そして、法友会が、「すべての人が自分らしく良く生きられる包摂社会の実現」に大きく貢献していくことを願って止みません。

6 最後に

本年度も法友会が誇る政策要綱を世に送り出すことができ、大変喜ばしく思っています。執筆者の一人お一人の先生方、校閲に時間を割いて下さった多くの先生方、本当にありがとうございました。

相川泰男幹事長、道あゆみ事務総長兼幹事長代行、田島正広事務総長には、いつも力強く温かくご指導下さいました。また、本年度は、政策要綱のあり方など政策委員会の更なる活性化を目指して、政策委員会の中に政策活性化プロジェクトチームが設置され、座長には権嶋裕之先生にご就任いただき、これからの政策委員会や政策要綱のあり方を明確に基礎づけて下さいました。心から感謝申し上げます。

そして、本年度は、法友会忘年総会にて本政策要綱を
発刊するという目標を設定し、その実現に向けて甚
大なるご尽力を下さった鈴木健二政策要綱策定部会長、
織田英生担当副幹事長には、頭が上がりぬ思いです。
本当にありがとうございました。

ご貢献くださった先生方のお名前をすべて挙げられ
ないことをお詫びしますが、このような素晴らしい皆

様方と本政策要綱を策定するお仕事をご一緒させてい
ただいたことは、私にとってとても素晴らしい経験と
なりました。

本政策要綱が、司法と人権の未来を輝かせる礎とな
り、法友会のリテラシーをさらに高める役割を果たす
ことができますよう心から願っております。

2023（令和5）年11月